

平成23年 第3回定例会

予算決算常任委員会 政策総務分科会 提出資料

◎議案事項

1 議案第6号

副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について ······ 1

2 議案第8号

三重県県税条例の一部を改正する条例案について ······ 2

平成23年10月7日

総務部

議案第6号

副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

東日本大震災に係る復興支援、被害を受けた県内産業への支援、緊急に取り組むべき防災対策等の課題に対応するため、県の厳しい財政状況を考慮し、公立学校における管理職員の給料を特例的に減ずるものです。

2 改正内容

減額措置の内容は下記表のとおりです。

区分	内容	
	改正前	改正後
公立学校職員の校長、教頭、事務長	管理職手当の 100分の3	給料の月額の 100分の8

3 減額するための特例期間

平成23年11月1日から平成25年7月31日までとします。

4 減額による影響額

この条例案の施行に伴う影響額は、平成23年度において、2億2,511万円です。

(参考) 特別職及び知事部局等の管理職員の減額措置

(平成23年7月1日から平成25年3月31日まで。知事については、現知事がその職にある間。)

区分	内容		
	改正前	改正後	
知事	給料月額の 100分の5	給料月額の100分の30 期末手当の100分の50 退職手当不支給	
副知事	給料月額の 100分の5	給料月額の 100分の15	
教育長、代表監査委員 企業庁長、病院事業庁長	給料月額の 100分の2	給料月額の 100分の10	
管理職員	部長級	管理職手当の 100分の5	給料の月額の 100分の10
	次長級	管理職手当の 100分の5	給料の月額の 100分の8
	課長級等	管理職手当の 100分の3	給料の月額の 100分の8

三重県県税条例の一部を改正する条例案について

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」による租税特別措置法の一部改正、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」による地方税法の一部改正等に鑑み、個人の県民税、不動産取得税等についての規定を整備します。

1 個人の県民税

(1) 改正内容

年金として受給した生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とはならないとする最高裁判所の判決（平成22年7月6日）を受け、国においては、所得税法で還付の対象とならない過去5年超10年以内分について、租税特別措置法の一部改正により6月30日から「特別な還付」を行っています。

一方、個人住民税の過去5年超10年以内分の還付については、「還付は5年以内に限る」とする地方税法の基本ルールを国の政策判断で変更し、全ての地方公共団体に一律に適用することは適切ではないとして、各地方公共団体にその判断が委ねられたことから、本県としては、全市町において還付することとし、そのうち県民税に係る還付相当額を市町に交付することとします。

(2) 施行日

平成23年11月1日から施行します。

2 不動産取得税

(1) 改正内容

平成23年第2回定例会において、地震・津波対策に係る県税条例を一部改正し、5月13日に公布、施行していますが、不動産取得税に関しては、資産の滅失・損壊を要件としていたため、原子力災害による避難区域等において滅失・損壊に至っていない不動産については、特例措置の対象となっていない状況がありました。

こうしたことから、今回、原子力災害において、地震・津波対策と同様の措置を講じるため、地方税法が一部改正され、8月12日に公布、施行されましたので、次のように県税条例の規定を整備しようとするものです。

① 警戒区域内家屋に係る代替家屋の取得に係る特例

警戒区域（福島第一原発から半径 20km）内家屋の所有者等が、代替家屋を警戒区域設定指示が解除された日から 3 月を経過する日までの間に取得した場合に、当該警戒区域内家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないように特例を講じます。

② 警戒区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

警戒区域内家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地を警戒区域設定指示が解除された日から 3 月を経過する日までの間に取得した場合に、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないように特例を講じます。

(2) 施行日

震災発生日である 3 月 11 日に遡って適用します。

3 ゴルフ場利用税

(1) 改正内容

ゴルフ場利用税の規定中で引用するスポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法として 6 月 24 日に公布されたことから、法律名の改正と条項ずれに対応するため、「スポーツ振興法第 6 条第 1 項」を「スポーツ基本法第 26 条第 1 項」と改正します。

(2) 施行日

スポーツ基本法の施行日である 8 月 24 日に遡って適用します。